新たな化学物質規制に関する講習会を開催しました！

令和５年 10 月 25 日、相模原市立産業会館にて、相模原労働基準監督署主催による「新たな化学物質規制に関する講習会」を実施し、多数の事業場の皆様にご参加いただきました。

当署から、働き方改革について及び化学物質による労働災害の現状等についてご説明したほか、神奈川産業保健総合支援センターの労働衛生コンサルタントの藤原様から「新たな化学物質管理（自律的管理）について事業者の対応」の題目でご講演いただきました。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。
これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

＜これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）＞

＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞

1－1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分１に分類された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。
  ただし、2024（令和６）年４月１日時点で現存するものには、2025（令和７）年３月31日までの間、安衛法第57条第１項のラベル表示義務の規定は適用されません。

※　今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：
労働安全衛生法第57条の３でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

化学物質を取り扱っている事業場の皆様には、法改正の内容及び趣旨をご確認いただき、十分な対応をしていただくよう、お願いいたします。